

再発防止処分決定の概要

令和7年3月
公安調査庁

被処分団体

「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」と同一性を有する、「人格のない社団Aleph」の名称を用いる団体（「Aleph」）

決定した処分の内容・期間

< 処分の内容 >

- 1 「Aleph」が所有し又は管理する特定の土地又は建物（専ら居住の用に供しているものを除く。）の全部又は一部の使用を禁止すること（団体規制法第8条第2項第2号）
→ 「Aleph」管理下の4施設の全部及び12施設の一部（「Aleph」が実質的に経営する収益事業の事業所（作業場所、事務所、道場等）等）を対象（別添参照）
- 2 「Aleph」が金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止すること（同法第8条第2項第5号）

< 処分の期間 >

3月21日から6か月間

当該処分に伴う禁止行為及び罰則

< 役職員又は構成員等の禁止行為違反に係る罰則 >

- 1 「Aleph」の役職員又は構成員は、団体の活動として、当該処分に違反する行為をしてはならない（団体規制法第9条第1項）
- 2-1 「Aleph」の役職員又は構成員は、「Aleph」の用に供する目的で、当該処分により使用を禁止された土地又は建物を使用してはならない（同法第9条第2項第2号）
- 2-2 「Aleph」の役職員又は構成員は、「Aleph」の利益を図る目的で、当該処分により贈与を受けることが禁止された金品その他の財産上の利益を贈与の目的として受け取ってはならない（同法第9条第2項第5号）
→ 上記の規定に違反した者は、**2年以下の懲役又は100万円以下の罰金**に処されることとなる（同法第38条）

< 土地又は建物の使用禁止に関する標章の損壊等に係る罰則 >

- 当該処分により使用が禁止された土地の所在する場所又は建物の出入口の見やすい場所に掲せられた標章を損壊し、又は汚損してはならず、また、処分期間中に標章を取り除いてはならない（同法第11条第1項・第3項）
- 上記の規定に違反した者は、**50万円以下の罰金**に処されることとなる（同法第40条）

使用禁止処分対象施設一覧

- は施設全ての使用を禁止する施設(4施設)
- は施設の一部の使用を禁止する施設(12施設)

